(2)　本店若しくは主たる事務所の所在地又は顧客識別番号
(3)　イ(3)に掲げる事項
二　顧客の支払の相手方　次に掲げる事項
イ　氏名又は名称
ロ　次の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、それぞれ当該(1)又は(2)に定める事項
(1)　預金又は貯金口座を用いる場合　当該口座の口座番号
(2)　預金又は貯金口座を用いない場合　取引参照番号（当該相手方と支払に係る為替取引を行う外国所在為替取引業者が当該取引を特定するに足りる記号番号をいう。）

2　［略］

（外国所在電子決済手段等取引業者との契約締結に際して行う確認の方法）

第三十一条の二　法第十条の二に規定する主務省令で定める方法は、外国所在電子決済手段等取引業者（同条に規定する外国所在電子決済手段等取引業者をいう。以下同じ。）から申告を受ける方法又は外国所在電子決済手段等取引業者若しくは外国の法令上法第二十二条第一項及び第二項に規定する行政庁に相当する外国の機関によりインターネットを利用して公衆の閲覧に供されている当該外国所在電子決済手段等取引業者に係る情報を閲覧して確認する方法とする。

（外国所在電子決済手段等取引業者に係る取引時確認等相当措置を的確に行うために必要な基準）

第三十一条の三　法第十条の二第一号に規定する主務省令で定める基準は、外国所在電子決済手段等取引業者が、取引時確認等相当措置（同号に規定する取引時確認等相当措置をいう。以下この条及び第三十二条第五項において同じ。）を的確に行うために必要な営業所その他の施設及び取引時確認等相当措置の実施を統括管理する者を当該外国所在電子決済手段等取引業者の所在する国又は当該所在する国以外の外国に置き、かつ、取引時確認等相当措置の実施に関し、法第十五条から第十八条までに規定する行政庁の職務に相当する職務を行う当該所在する国又は当該外国の機関の適切な監督を受けている状態にあることとする。

（電子決済手段の移転に係る通知事項等）

第三十一条の四　法第十条の三第一項に規定する主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一　顧客　次のイ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める事項
イ　自然人又は人格のない社団若しくは財団（取引時確認の結果その他の事情を勘案して代表者又は管理人の定めがあると認められるものを除く。）　当該顧客又はその代表者等に係る次に掲げる事項
(1)　氏名
(2)　住居又は第二十条第一項第十七号に掲げる事項若しくは顧客識別番号（顧客から依頼を受けて電子決済手段の移転を行う電子決済手段等取引業者が管理している当該顧客を特定するに足りる記号番号をいう。ロ(2)において同じ。）
(3)　当該移転に係る識別子又は当該識別子を特定するに足りる記号番号
ロ　法人（人格のない社団又は財団（取引時確認の結果その他の事情を勘案して代表者又は管理人の定めがあると認められるものに限る。）を含む。）　次に掲げる事項
(1)　名称
(2)　本店若しくは主たる事務所の所在地又は顧客識別番号
(3)　イ(3)に掲げる事項
二　法人　次に掲げる事項
イ　名称
ロ　本店若しくは主たる事務所の所在地又は顧客識別番号
ハ　前号ハに掲げる事項

2　［同上］

［条を加える。］

［条を加える。］

［条を加える。］